

土砂災害警戒避難体制の整備

(令和4年3月改訂)

須崎市防災会議

空 白

1 本計画の目的等

本計画は、須崎市地域防災計画(一般災害対策編)に基づき、土砂災害警戒区域における、土砂災害防止対策等の措置等について定めるものである。

2 措置等項目

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
- (2) 指定避難所・避難経路
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施
- (4) 要配慮者利用施設
- (5) 救 助
- (6) 警戒区域における警戒避難体制の整備
- (7) ハザードマップの作成及び周知
- (8) 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画作成支援等
- (9) 土砂災害警戒情報
- (10) 避難情報等の発令、解除等

3 措置等項目ごとの対応等

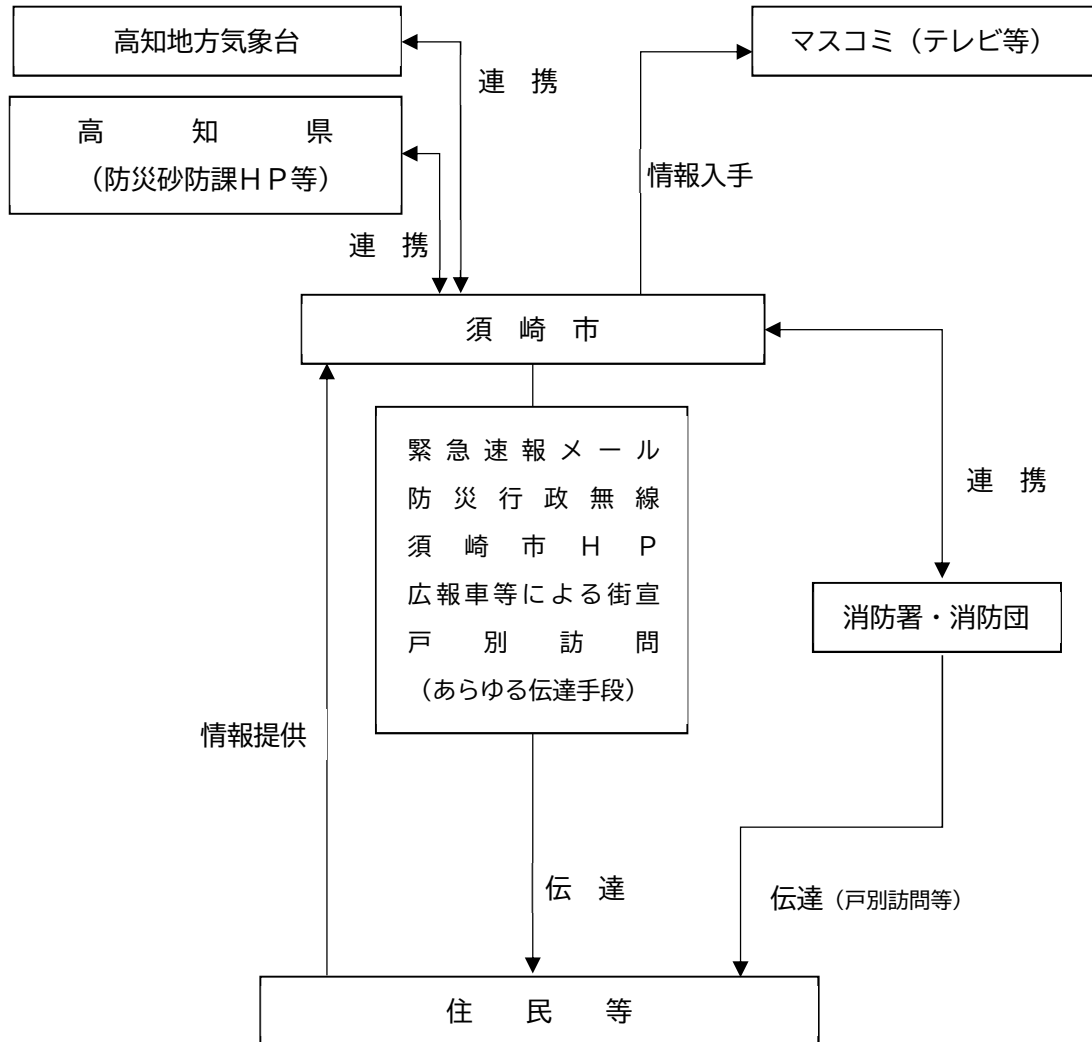
- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
 - ア 情報の収集
 - (ア) 以下の手段により、土砂災害及び予報・警報に関する情報等を迅速に収集するものとする。
 - (イ) 収集手段
 - a 高知地方気象台
 - b 高知県防災砂防課ホームページ
 - c テレビ・ラジオ
 - d 市役所職員、消防団、警察等(防災パトロール等)
 - e 地域住民による通報 等
 - イ 伝達等
 - (ア) 以下の手段により、住民等に対して必要な情報を迅速・確実に伝達するものとする。
 - (イ) 伝達手段については、事前に住民等に周知するものとする。
 - (ウ) 伝達手段等
 - a 防災行政無線
 - b 須崎市ホームページ等
 - c デジタル簡易無線
 - d 街宣(広報車、消防署・団等)
 - e 個別訪問(市職員、消防署・団職員等)
 - (I) 情報伝達系統等のイメージ
資料1「伝達系統等フロー図」
 - (2) 指定避難所・避難経路
 - ア 土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定避難所を選定するものとする。
 - イ 避難経路は、災害の実情等を踏まえ住民自ら選定するものとする。

- (3) 土砂災害対応等避難訓練の実施
- ア 土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施するものとする。
 - イ 上記避難訓練は、関係行政・防災機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難所開設等、実践的な避難訓練実施に努めるものとする。
 - ウ 自治会、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行う等、住民が主体となった避難訓練実施に努めるものとする。
- (4) 要配慮者利用施設
- ア 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定めるものとする。
 - イ 上記施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であり、確実に周知するため、電話、メール、FAX、防災行政無線等の手段を複合する等、情報伝達体制の確立に努めるものとする。
 - ウ 土砂災害防止施設の整備による安全性の確保、要配慮者の円滑な避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、上記施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておくものとする。
- (5) 救助
- 土砂災害により、行方不明者、要救助者等が発生した場合は、消防署・団、警察、その他関係機関等の協力を受けて、行方不明者の捜索、救出等を実施するものとする。
- (6) 警戒区域における警戒避難体制の整備
- ア 避難情報発令時の行動について、マニュアルに依存しすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が実施できるよう、普段からの普及啓発に努めるものとする。
 - イ 土砂災害、土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性等の正しい知識の普及啓発を図る等の施策を推進するものとする。
- (7) ハザードマップの作成及び周知
- ア 土砂災害警戒区域における警戒避難上必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布するものとする。
 - イ 上記印刷物は、インターネット等により、広く情報提供ができる体制を整備する。
- (8) 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画作成支援等
- 本市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について支援するものとする。
- (9) 土砂災害警戒情報
- ア 土砂災害のおそれがある場合に、高知県と高知地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報）について、防災行政無線システムの電話、FAX、電子メール及び高知県総合防災情報システム等により、情報を入手するものとする。
 - イ 入手した情報等に基づき、住民に対する避難情報の発令、情報の提供等について判断するものとする。

(10) 避難情報の発令、解除等

- ア 市長（災害対策本部長）は、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令において必要があると認める場合は、指定地方行政機関及び高知県に対し、避難情報発令に関する事項について助言を求めるものとする。
- イ 市長（災害対策本部長）は、土砂災害に対する避難情報を解除する場合は、必要に応じて四国地方整備局及び高知県に対して解除に関する事項について助言を求めるものとする。
- ウ 避難情報の発令判断基準、発令対象地域等
資料2「避難情報の発令判断基準、発令対象地域等」

資料1 「伝達系統等フロー図」



資料2 「避難情報の発令判断基準、発令対象地域等」

避難情報の種類	警戒レベル	判断基準	発令対象地区
高齢者等避難	3	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は、市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は、適切に絞り込む。） ➢ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令）） ➢ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	<p>各種の土砂災害危険度情報等を参考に危険度が高まっている地区等に発令する。</p>
避難指示	4	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ➢ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令） ➢ 土砂災害緊急情報が通知された場合 ➢ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （*土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込む。） ➢ 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ➢ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 	
緊急安全確保	5	災害が切迫	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む。）
		災害が発生	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土砂災害の発生が確認された場合 <p>「危険が切迫」段階で、「緊急安全確保」を発令している地区等の住民に対しては、同一地域で「災害が発生」した場合には、「緊急安全確保」は発令せず、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力することに留意するものとする。</p>